

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	31	府省庁名 <u>国土交通省</u>	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人が居住用財産の譲渡損失の金額を有する場合に、買換資産に係る住宅借入金等を有する等の一定の要件の下で、その譲渡損失の発生した年の翌年以後の3年内の各年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上、その譲渡損失に相当する金額が控除される。</p> <p>・特例措置の内容 本特例措置の適用期限（平成21年12月31日）の3年間延長</p>		
関係条文	地方税法第32条第2項、同法第313条第2項 地方税法附則第4条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条		
要望理由	<p>良質な住宅ストックの形成を図るとともに、ライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環境を整備することは、住宅政策上の重要な課題である。</p> <p>住替えが居住水準の向上に果たす役割は大きいことから、引き続き政策的に支援を行っていく必要がある。</p> <p>また、長期間資産デフレが継続したことにより、特に地価高騰期に住宅を取得した者においては、住宅の買換えを行おうとする場合に譲渡損失が生じることが多く、買換えを行うことへの支障になっていることから、これらの者のライフステージに応じた住替えを促進し、居住水準の向上を図るため、本特例を存続させることが必要である。</p>		
減収見込額	(初年度)	—	(平年度)
		(4370)	(3234)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 <p>本件と同様の要望（連動）</p>	
過去の要望経緯	<p>平成10年度創設</p> <p>平成11年度 拡充</p> <p>平成13年度 延長</p> <p>平成16年度 拡充</p> <p>平成19年度 延長</p>		
本要望に対応する縮減案	—		